

## 議案第66号

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、準用河川の流水占用料等の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1金額の欄を次のように改める。

金 額
円 99
5,500

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,300	円 2,300
3,600	3,600
4,800	4,800
2,100	2,100

議案第66号

3,300	3,300
4,600	4,600
4,200	4,200
4,200	4,200
21	21
88	88
130	130
190	190
250	250
380	380
500	500
880	880
1,300	1,300
2,500	2,500
4,200	4,200
3,300	3,300
470	300
120	81

280	280
280	280
9,500	9,500
53	53
4,300	3,200
2,800	1,800

別表第3 金額の欄を次のように改める。

金 額
円 116
150
233
150

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。